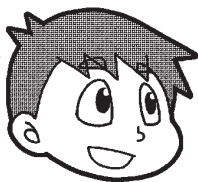


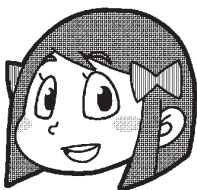
学ぼう権利！ 使おう権利！④

～短期介護休暇って？～

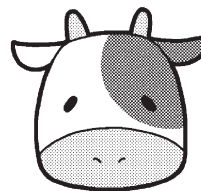
けん！



りこ！



うし！



新しくできた権利で一番最近のものに短期介護休暇があるけど、どんな休暇なの？

これまであった介護休暇より簡単にとることができる介護のための休暇だよ。

配偶者、父母、子、配偶者の父母等だけが、病気または老齢のために、2週間以上日常生活を送るのに支障がある人（要介護者）の介護やその他の世話をするための休暇だよ。

どれくらいの期間、取ることができるのかな？

対象になる要介護の人が1人なら1暦年（1月1日～12月31日）に5日以内、2人以上なら1暦年に10日以内で取ることができるよ。それから、時間単位で利用することができるんだ。

診断書は必要なの？

診断書はいらないよ。でも、「要介護者の状況等申出書」は必要だよ。要介護者の状態、職員が行う世話の内容などを記入するものだよ。

「その他の世話」ってどんなことがあたるんだろう？

通院や入院の付き添い、手続きの代行とか、要介護者に必要な世話全般があたるそうだよ。

同居していない人は対象外になるの？

いいえ。2011年の改訂で同居・別居は問われなくなったんだよ。

短期間の介護を簡単な手続きで取ることができるようになったウッシ。分会訪問では、「これからの課題は介護だ」と話していた仲間もいたから、ますます取得しやすい制度にしていくことも必要ウッシ！

第4回 岩教組臨探部定期大会

日時 2014年10月18日(土)

11:00～

場所 サンセール盛岡 3階 瑞雲

みんなが集まれば、
大きな力になる！

